

作成年月日	令和8年1月16日
作成部課名	農林水産部畜産課

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの発生と対応状況（2例目）

1 農場の概要

姫路市 採卵鶏農場（飼養羽数：154,287羽）

2 経過

- (1) 1/7(水) 9時、当該農場から死亡鶏が増えている旨、姫路家畜保健衛生所に通報
- (2) 同日12時、当該農場で簡易検査をしたところ陽性を確認
- (3) 1/8(木) 9時に遺伝子検査でH5亜型陽性と判明したため、高病原性鳥インフルエンザの「疑似患畜」と確定、殺処分を開始

3 県の対応

- (1) 「兵庫県鳥インフルエンザ対策本部」及び「同地方本部（中播磨）」は設置中、「同地方本部（東播磨、北播磨）」の設置、第2回対策本部会議の開催（8日9時）
- (2) 当該農場の部外者の立入制限、鶏卵の出荷等の制限
- (3) 当該農場の飼養鶏の殺処分及び殺処分鶏の焼却、汚染物品（鶏卵、鶏ふん）の処理
- (4) 当該農場からの移動制限区域、搬出制限区域の設定

区 域	家きん飼育施設数	飼養羽数
移動制限区域（半径3km以内）	0戸	0羽
搬出制限区域（半径10km以内）	30戸	607,022羽

- (5) 消毒ポイントを5か所設置（姫路市3、加西市1、加古川市1）
- (6) 総合相談窓口の継続（開設時間：9時～17時（平日のみ））

4 発生農場の防疫措置

- (1) 鶏の殺処分
1/8(木) 9時開始～1/11(日) 4時終了
- (2) 汚染物品（鶏卵、鶏ふん）の処理、鶏舎等の消毒
1/11(日) 12時終了 ⇒ これをもって防疫措置完了
- (3) 殺処分鶏の焼却
1/13(火)開始

5 発生予防対策の徹底

- (1) 全ての家きん飼養者に対し、異常家きん発生時の早期通報、飼養衛生管理基準に沿った施設のチェック等、防疫対策を再度、周知徹底するとともに、県内2例目の発生を受け、家伝法第30条に基づく消毒命令※を発出
- (2) 関係団体（県養鶏協会、全国農業協同組合連合会兵庫県本部、県配合飼料価格安定基金協会等）に情報提供

※家畜伝染病予防法30条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。

【参考】前回（1例目）対応状況

1 農場の概要

姫路市 採卵鶏農場（飼養羽数：242,410羽）

2 経過

- (1) 12/15(月) 9時、当該農場から死亡鶏が増えている旨、姫路家畜保健衛生所に通報
- (2) 同日11時、当該農場で簡易検査をしたところ陽性を確認
- (3) 12/16(火) 9時に遺伝子検査でH5亜型陽性と判明したため、高病原性鳥インフルエンザの「疑似患畜」と確定、殺処分を開始

3 県の対応

- (1) 「兵庫県鳥インフルエンザ対策本部」、「同地方本部（中播磨、東播磨、北播磨）」、の設置、第1回対策本部会議の開催（16日9時）
- (2) 当該農場の部外者の立入制限、鶏卵の出荷等の制限
- (3) 当該農場の飼養鶏の殺処分及び殺処分鶏の焼却、汚染物品（鶏卵、鶏ふん）の処理
- (4) 当該農場からの移動制限区域、搬出制限区域の設定

区 域	家きん飼育施設数	飼養羽数
移動制限区域（半径3km以内）	2戸	27,443羽
搬出制限区域（半径10km以内）	28戸	805,374羽

- (5) 消毒ポイントを4か所設置（姫路市3、加西市1）
- (6) 総合相談窓口の開設（開設日：12/16 開設時間：9時～17時（平日のみ））
相談件数：2件

4 発生農場の防疫措置

- (1) 鶏の殺処分
12/16(火) 9時開始、12/20(土)23時完了
- (2) 汚染物品（鶏卵、鶏ふん）の処理、鶏舎等の消毒
12/21(日)20時終了 ⇒ これをもって防疫措置完了

5 焼却作業及び制限区域への対応

- (1) 殺処分鶏の焼却
12/19(金)開始、12/30(火)13時終了
- (2) 搬出制限区域の解除
1/1(木)12時（発生農場の防疫措置完了後10日が経過し、区域内で異常なし）
半径10kmに設置した3か所の消毒ポイントを廃止
- (3) 移動制限区域の解除
1/12日(月)0時（発生農場の防疫措置完了後21日が経過し、区域内で異常なし）
全ての消毒ポイントを廃止

【参考】作業従事者数（延べ人数、消毒ポイント除く）：計3,746人

〈内訳〉県職員1,858人、民間事業者1,675人、家畜防疫員213人